役員及び職員給与規定

特定非営利活動法人 文化学習協同ネットワーク

役員報酬

役員の報酬はこれを無給とする

職員給与

初任給

19万円 ※ただし前職を考慮、現職につながるキャリアは1年2000円でカウントする。(最大6万円まで)

手当

現場責任者手当 20,000 円、行政担当者手当 10,000 円、住宅手当 10,000 円(家賃の賃貸料の名義のある方)、法人責任者(事務局員)手当 40,000 円。

當与

- 賞与は原則として年2回、法人の業績と個人の成績を勘案して支給する。ただし、原則として入社後6ヶ月を経過し、かつ所定労働日の9割以上出勤している者であり支給日に在籍している者に限る。
- 支給時期は原則として以下のとおりとする。但し、状況によっては支給時期 を変更、もしくは支給しないことがある。
 - 1. 夏季賞与 毎年8月
 - 2. 冬季賞与 毎年 12 月
- 賞与を計算するにあたり、出勤率および実績評価等の計算対象期間は以下のとおりとする。
 - 1. 夏季賞与 前年 10 月 1 日より 3 月 31 日までの半期
 - 2. 冬季當与 4月1日より9月30日までの半期
- 各人の賞与の決定については以下の各号に定める事項を勘案しておこなう。
 - 1. 資格等級および役職
 - 2. 対象期間内の成績評価
 - 3. 対象期間内の出勤率

特別賞与

一年間を通じ、業務が特に激務になってしまった者、または特別な功績をあげた者に対し、代表理事が推薦し、理事会で承認された際は、期末に 1 月程度の特別賞与を支給する。

調整金

年度末に法人に一定の収益が見込めた際に、常勤職員に給与の他に支給する ことがある。

昇給

25万円までは法人の業績を考慮し原則2000円の昇給。他は法人の業績と個人の成績を勘案し昇給する。

非常勤職員給与

非常勤職員の給与は日給または時給とする。

各々の仕事内容や勤務時間、職員のキャリアを考慮し時給1013円~ 1700円の間で事務局会議で検討、決定される。事業年度末もしくは事業年 度初めの理事会にて報告される。

その他

交通費は職員、非常勤職員とも月25,000円を上限に実費を支給する。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名 特定非営利活動法人 事業年度 令和2年4月1日~令和3 文化学習協同ネットワーク 事業年度 3月31日	年
--	---

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
受取会費	729,000 円
受取寄付金	12,035,843 円
受取助成金等	10,735,000 円
事業収益	390,189,814円
その他の収益	619,308 円
	円
	P.
	円
	円
	Я
	円
	Я
	円
	円
	414,308,965 円

(2) 借入金の明細

借	入	先	金	額
				26,500,000 円
				22,900,000 円
	多摩信用金庫	i		14,700,000 円
	その他の協力	者		150,000 円
				円
合		計		64,250,000 円

(3) その他

その他の事業の収益はなし		

(1)	資産の譲渡に係る料金及び条件等
\ 1 /	貝性の議仮に係る科金及の栄性寺

譲渡資産の内容	料 金	条件等
該当なし	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
·	. 円	

(2) 資産の貸付けに係る料金及び条件等

貸付資産の内容	料金	条 件 等
該当なし	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

役務の提供の内容	料 金	条件等
該当なし	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

3 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引 及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ 第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		74,697,927 円	子どもの居場所づくり事業
		51,886,550 円	若者自立サポート事業
		47,313,941 円	相模原若者サポートステーション事業
		45,416,339 円	むさしの若者サポートステーション事業
		28,796,623 円	ねりま若者サポートステーション事業

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

	異用のエフも私	11.5 TT TT O H		
Γ	氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内 容 等
			7,200,000 円	矢口ビル賃料
			6,468,000 円	ムサシヤビル
			3,960,000 円	小林きらくビル賃料
			2,736,600 円	有本ビル 101,202 号賃料. 駐車場
			2,580,000 円	伊藤ビル

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引 イ 資産の譲渡 (棚卸資産を含む。)

1 貝座の歳後(伽即貝座を自じ。)					
取引先の氏名等	法人との 関 係	住所又は所在地	譲 渡 年月日	譲渡価格	譲渡資産の内容等
該当者なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ロ 資産の貸付け(金銭の貸付けを含む。)

取引先の氏名等	法人との 関 係	住所又は所在地	貸 付 年月日	対価の額	譲渡資産の内容等
該当者なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供(施設の利用等を含む。)

一八 役務の提供	(ルビロスマンイリ	用寺を占む。)			
取引先の氏名等	法人との 関 係	住所又は所在地	役務の提 供年月日	対価の額	役務提供の内容等
			平成 31 年 4 月 ~	600,000 円/月	建物の賃貸
			平成 31 年 4 月 ~	165,000 /年	顧問報酬
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

4 **寄附者に関する事項** [④寄附者(役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏	名	寄	附	金	額	受命	頁	年	月	日
該当なし					円					
					円					
					円					
					円					
					円					
	***************************************				円					
					円				•	
					円					
					円		•		•	
					円		•		•	
					円				•	
					円				•	
					円				•	
					円					
			,		円		•		•	
					円		-			
					円					
					円				•	
					······ 円					
					円					

5 給与の総額等に関する事項 [⑤給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項]

給与を		た	職	 の	総	数	左	記	の	職	員	に	対	す	る	給	与	総	額
MI J C	10	<i></i>	7154		110	96名													59 円

6 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所 在 地	寄附の目的等	支出した寄附金額
該当なし				Р
				<u></u>
				h
				h
				P
				Р
				P
				Р
				F
				F
	습 計			F

7 海外への送金等に関する事項(その金額が200万円以下の場合に限る。)[⑦200万円以下の海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実	施	日	使	途	金	額
	•	•	該当なし			F
	•	•				F
	•	•				F
	•	•				F
	•					F
	•	•				
	•	•				
	•	•				
		•				

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名 特定非営利活動法人 文化学習協同ネットワーク チェック欄

- 3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること
- イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること
- 1

- (1) 役員及びその親族等
- (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- 二 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

項 目 最も人数が多 最も人数が多い「特定の法 割合 割合 い「親族等」の 人の役員又は使用人であ 役員数 グループの人 る者及びこれらの者の親 (4)÷(1)) (2)÷(1) 族等」のグループの人数 数 2 3 4 (5) 1 区 分 28. R2年4月1日~R3年3月31日 7人 0人 0% 2人 5% 年月日~年月日 **(b)** 人 % 人 % 年月日~年月日 © % 人 人 % 人 年月日~年月日 **a** % 人 人 人 % **e** 年月日~年月日 % 人 人 人 % 申 % % 人

注 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

 \Box

各社員の表決権が平等である	a	Ъ	©	@	e	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい・・・いいえ	はい ・ いいえ	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

- ・認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記口の記載の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、 改めて記載する必要はありません。

項目	a	Ф	©	@	e	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査 を受けている	はい ・ いいえ	はい・・・いいえ	はい・・・いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	りかぎ ・ りかぎ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の 保存を青色申告法人に準じて行っている	いして、 ・ はい	はい・・・・いいえ	はい・・・いいえ	はい・・・	はい。	はい ・ いいえ

② 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

_

項目	a	Ф	©	@	e	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の 記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項	目	記載要領	注 意 事 項
イの各欄		区分欄の「@」から「@」欄には、実績判定期間の各事業年度(又は各年)を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
口の各欄		該当する一方を「〇」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款(又は会則)第〇条に正社員の表決権(又は議 決権)は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
八の各欄		該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「@」から「@」については、上記イに記載する 各期間(「@」から「@」)を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
二の各欄		該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「@」から「@」については、上記イに記載する 各期間(「@」から「@」)を示したものです。	

役員の状況

第3表付表1

法人名 特定非営利活動法人 文化学習協同ネットワーク	<u>a</u>	Ф	©	@	e	申 請 時
役 員 数	7人	人	人	人	人	
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの 人数	0人	人	人	人	人	
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は 使用人である者並びにこれらの者の親族 等」のグループの人数	2人	人	人	人	Д	

			役	員の	内 訳						
							就日	等 0) 状 ?	₹	
氏	、名	住 所	職名	続柄等	a	Ф	©	@	e	申請時	就任・退任 年月日
佐藤	洋作		理事兼 代表理 事		0						H11年11 月 16 日 就任
高橋	ひとみ		副代表理事		0						H11年11 月 16 日 就任
古川	啓		副代表理事		0						H11年11 月 16 日 就任
藤井	智		常務 理事		0						H19 年 7 月1日就 任
綿貫	公平		理事		0						H24 年 7 月 1 日就 任
兼子	和子		監事		0						H21年7 月1日就 任
本川	國雄		監事		0						H11年11 月 16 日 就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません

法人名学	寺定非営利	活動法	人 文化学	習協同ネットワーク		
伝 票 2	又は帳	簿:	名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳				会計ソフト「e-pap」	随時	7年
				ルーズリーフ		
補助元帳				会計ソフト「e-pap」	随時	7年
				ルーズリーフ		
仕訳日記帳				会計ソフト「e-pap」	随時	7年
				ルーズリーフ		
固定資産台帳				ルーズリーフ	随時	7年
				A The second State of		
給与台帳				会計ソフト「弥生」	毎月	7年
				ルーズリーフ		
	,	<u></u>				

(記載要領)

- ・「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名 特定非営利活動法人 文化学習協同ネットワーク チェック欄 4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと

- 口 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法 人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当 法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う 者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと
- ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上 であること
- 二 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること

(a) **(b)** (c) **(d) (e) (f)** 申請時 項 目 宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 有・無 無 を教化育成する活動 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれ 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 無 有・無 に反対する活動 特定の公職の候補者若しくは公職にある者 有・無|有・無| 有・無有・無 有・無 又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに 有・無 無 反対する活動

申請時 **(b)** (e) (f) **(b)** (c) 項 (a) 役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人 とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に 対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対 有・無 有・無 有・無 有・無 無 有・無 有・無 する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供 与の有無 役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当 該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と 有・無 有・無 有・無 有・無 認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する 無 有・無 有・無 法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供 与の有無 役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 無 業の運営に関して特別の利益の供与の有無 営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は 有・無 有・無 有・無 有・無 特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の 有・無 有・無 無 有無

- ・ 「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載 及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(ハ及び二)の記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名 特定非営利活動法人 文化学習協同ネットワーク 5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等

- ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- 二 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項 等を記載した書類
- へ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類

の事務	掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをそ 同 意 所において閲覧させることに同意する。
1	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち 10 人以上の者の 氏名及び住所又は居所を記した書面)② 役員名簿③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)
口	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
=	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
亦	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合(その金額が200万円以下の場合に限る。)におけるその金額及び使途並びにその実施日
<	① 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し② 海外への送金又は金銭の持出し(その金額が200万円以下のものを除く。)を行う場合には事前に又は災害に対する援助等緊急を要する場合には事後に所轄庁に提出した書類の写し

- ・認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人	文化学習協同ネットワーク	

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名							
簿	並びに定款等を同法的	第29条の規定により	所轄庁に提出している	ること			
特定非営利活動促進法第 28 条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への 提出の有無							
	a	Ф	©	@	e		
	有・無	有 · 無	有・無	有 · 無	有 · 無		

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利									かの利	チェック欄						
益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと										✓						
	法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実 その他公益に反する事実の有無															
	(8	D)		ⓑ		©			@			e			申請時	
	有・	(#)	有	· 無	有	•	無	有	•	無	有	•	無	有	· 無	
(準等チェ る必要が		第7表)は 。 。	、法第 5	5 条第	第1項に	基づく書	類	(役員報	酬規程等	等提出	書類) (の提出時	に記載及	Ł

認定基準等チェック表 (第8表)

申請書を提出した が経過しているこ	日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超え と	える期	襴
事業年度	設立年月日		

- ・法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、 記載する必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第 55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 文化学習協同ネットワーク	チェックキ
は認定、	寺例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する 特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合	る法人 ✓
た場 例認	忍定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例 合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活 定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過し 錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日か	動法人又は当該や んないもの
ハ り し い し い し い の 記 金 こ の み り み り の り の り の り の り の り の り の り の	寺定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑 は暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反 刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を 力団の構成員等 ^{ほ2)}	えしたことにより
3 定款 4 国税 <u>定、特</u> に関係 5 国税 6 次の	又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経 例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明 都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要とな に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 いずれかに該当する法人	書「その4」並
イ 暴 口 暴 	:力団 :力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人 	
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
1	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定 を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定 特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でそ の取消しの日から5年を経過しない者の有無	無
		無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは 刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に 関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受 けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	無
=	暴力団の構成員等の有無	無
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過 しない法人	いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受 「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を複 (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付する	対すること
	(注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
1	暴力団	しいえ
	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	いいえ